

# 平成21年第1回

## 安堵町議会定例会会議録

平成21年3月10日(火) 午前10時

於：安堵町議会 議場

### 1 応招議員 12名

1 番	安 井 修	2 番	山 岡 敏
3 番	岡 田 裕 明	4 番	森 田 瞳
5 番	吉 田 忠 世	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	溝 脇 久 利
9 番	田 中 幹 男	10 番	岸 田 充 隆
11 番	吉 田 宏 至	12 番	溝 本 隆

### 2 出席議員 11名

### 3 欠席議員 7番 松本正弘

### 4 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者

町 長	島 田 悠紀夫		
教 育 長	中 川 克 己		
理 事	北 田 秀 章	税務課長	喜 多 君美代
住民課長	吉 岡 勉	理 事	高 間 俊 和
人権同和对策課長補佐	大 星 義 博	産業課長	寺 前 高 見
理 事	山 崎 文 生	水道課長	北 門 康 幸
教育次長	金 振 壽美恵		

### 5 職務のため、会議に出席した者

議会事務局長	近 藤 善 敬	書 記	吉 川 明 宏
--------	---------	-----	---------

6 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 1 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 5 号）について）
- 日程第 4 報告第 2 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 6 号）について）
- 日程第 5 報告第 3 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第 3 号）について）
- 日程第 6 報告第 4 号：専決処分の承認を求めることについて（塵芥収集車両購入に係る契約の締結について）
- 日程第 7 報告第 5 号：平成 21 年度安堵町土地開発公社予算の報告について
- 日程第 8 議案第 1 号：安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第 2 号：安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 10 議案第 3 号：安堵町監査委員条例の全部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 4 号：職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 5 号：安堵町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第 13 議案第 6 号：安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 7 号：平成 20 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 7 号）について
- 日程第 15 議案第 8 号：平成 20 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 2 号）について
- 日程第 16 議案第 9 号：平成 20 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 2 号）について
- 日程第 17 議案第 10 号：平成 20 年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第 4 号）について
- 日程第 18 議案第 11 号：平成 21 年度安堵町一般会計予算について
- 日程第 19 議案第 12 号：平成 21 年度安堵町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 20 議案第 13 号：平成 21 年度安堵町老人保健特別会計予算について
- 日程第 21 議案第 14 号：平成 21 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第 22 議案第 15 号：平成 21 年度安堵町下水道事業特別会計予算について

- 日程第 2 3 議案第 1 6 号：平成 21 年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)予算  
について
- 日程第 2 4 議案第 1 7 号：平成 21 年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業  
勘定）予算について
- 日程第 2 5 議案第 1 8 号：平成 21 年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 2 6 議案第 1 9 号：平成 21 年度安堵町水道事業会計予算について
- 日程第 2 7 議案第 2 0 号：町道の路線認定及び変更について

-----

-----  
開 会 10時00分  
-----

議長（吉田宏至） おはようございます。

早朝より御苦労様でございます。

只今、7番松本正弘議員が体調不良のため、欠席届が提出されております。

よろしくお願い致します。

只今の出席議員11名です。

定足数に達していますので、平成21年第1回安堵町議会定例会を開会します。

議長（吉田宏至） 直ちに本日の会議を開きます。

-----  
議長（吉田宏至） 島田町長より、招集の挨拶をお受け致します。

町長（島田悠紀夫） おはようございます。

平成21年第1回安堵町定例議会を開催致しましたところ、議員皆様方におかれましては何かとお忙しいところ御出席を賜りましてありがとうございます。また、平素は町行財政遂行に特別の御支援、御協力を賜っておりますことを深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本日、平成21年度一般会計予算を初め、各特別会計予算案、その他多くの案件を上程致し、議会の御審議をお願いするに当たりまして新年度における重点施策を中心に、所信の一端を申し述べ、議員皆様に初め、町民各位の御理解と御協力のお願いを申し上げる次第であります。

御承知のとおり、現在世界の経済金融情勢は100年に一度と言われる経済危機であり、我が国においても景気後退が続く中、内需、外需共に厳しい状況で企業の低迷による雇用情勢も急速に悪化致しておるところであります。

国においては平成21年度予算で、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006を基本とし、更に経済財政改革の基本方針2008等を踏まえ、「生活対策」、「安心実現のための緊急総合対策」、「生活防衛のための緊急対策」など、成長力の強化及び町の自立と再生に取り組むとともに、財政健全化に向けた歳出・歳入一体改革等を進めることとされております。

地方公共団体においては国の対策に対応し、「行革推進法」及び「地方行革新指針」を踏まえ、徹底した行政改革を推進し、更なる歳出の見直しと重点化を進め、地域の元気回復に努め、また、歳入面でも自主財源について積極的な確保策を講じるなど、効率的で持続可能な財政への転換を求められているところであります。

これにより、地方への一般歳出は 66 兆 2,200 億円程度で前年度より 5,200 億円程度増額されており、そのうち地方交付税においては、総額 15 兆 8,200 億円程度で前年度より 4,200 億円程度の増額であり、昨年度に引き続きの増となっております。

このような情勢の中で、新年度の本町の財政では歳入にあっては、町税においては昨年度より 587 万 3 千円増の 7 億 8,840 万 9 千円で対前年度比 0.8 パーセントの増となっております。また、地方交付税においては、規定分とは別に雇用創出や地域の元気回復の財源として 1 兆円が増額され、当町の地域雇用創出分では約 3,200 万円の増が見込まれるものの、臨時財政対策債が 55.3 パーセントと大きく増額されたことに伴う振替分が減額されることにより、本年度の予算は 11 億 5,000 万円の計上、前年度に比べまして 6,000 万円、約 5 パーセントの減となっております。一般財源歳入や臨時財政対策債等により増となっているものの、国・県補助負担金等については、一向に歳入の増は見込めず、歳入全体での増額は期待できない状況であり、財源の確保は誠に厳しい状況であります。

次に歳出についてであります。法の改正等に基づく経費は優先的に計上し、経常経費においては極力抑制に努めながらも住民サービスの低下とならないように精査し、臨時的経費については優先順位を考え年次計画をもって予算計上致したところでございます。

また、公債費については 6 億 572 万 6 千円と前年度より 2.3 パーセント減となっておりますものの、新年度予算の 21.4 パーセントを占めており、厳しい財政環境での予算編成となったところであります。

この財政健全化計画に基づき、すべての事務事業について見直しを行い、事業の廃止、縮減をも視野に入れた選別、節減、合理化を図っております。しかしながら大幅な財源不足に対しては、地方交付税の総額を確保するため、臨時財政対策債を 2 億 2,000 万円と前年度の 1.57 倍を計上するとともに財政調整基金等の取り崩しを行うことにより、支出の均衡を図り、予算額の確保に努めたところであります。

以上、申し上げました平成 21 年度の一般会計予算の規模は 28 億 2,700 万円の前年度予算に対しては 3.1 パーセントの増となっております。しかし、後ほど御審議いただきます平成 20 年度の補正予算の額を合わせた補正後の現計予算額 29 億 5,222 万 9 千円で、これと対比致しますと 4.4 パーセントの減となっております。

また、一般会計、特別会計を合計致しますと 45 億 2,332 万円となり、前年度

当初予算総額より 6,217 万円の減で、率に致しますと 1.36 パーセントの減でございます。

次に新年度予算の主な施策について説明致します。

1 番目には、変化する時代への対応でございます。

電子自治体への対応として国は、「地域情報化推進事業」として IT 新改革戦略において掲げられた行政事務の効率化等行政サービスの向上を図ることを目的として、2010 年までに次世代情報社会の実現に向けた施策を推進されており、奈良県においても県と市町村を情報通信基盤で結ぶ「大和路情報ハイウェイ」が構築され、現在このネットワークを活用した「市町村共同運営汎用受付」等の業務を稼動しているところであります。また、平成 15 年度に整備致しました地域イントラネット基盤整備事業であります。公共施設の一本化、庁舎内ネットワーク LAN を活用し、教育、行政、福祉、防災等情報提供ができるよう整備を行ったものであります。既に 5 年が経過し、容量も増加していることからハードウェアを更新致したく必要な経費を計上致しました。

また、基幹システムであります住民情報システム・健康管理システム・介護保険システム・財務会計システム等においてもより一層充実し、効率的な事務処理が行えるよう、必要な経費を計上致しております。次に奈良県において 2010 年（平成 22 年）に我が国の本格的な首都平城京が誕生してから 1300 年に当たるためこれを記念し、平城京誕生の地である県を中心に平城遷都 1300 年祭が実施されます。これを盛り上げるため、各市町村においてもそれぞれに事業を行い、協力することとなっております。当町におきましても、2010 年の本番はもちろんのこと、来年において全県下一斉にイベントとして 4 月 18 日から 19 日に春季事業、9 月 19 日から 21 日の夏季事業を住民主体の実行委員会の下、計画致しており、これに要する必要経費を計上致しております。なお、イベントにつきましては議員各位、住民の皆様がこぞって参加していただきますようお願い申し上げます。

第 2 に保険福祉医療施策の充実であります。

まず、社会福祉についてであります。3 年ごとに見直しを行う安堵町障害福祉計画を 20 年度に見直ししており、障害者自立支援法に基づき実施致しております自立支援給付や地域生活支援事業など、今以上の充実を図り障害者が地域で安心して暮らせる町の構築を目指しております。また、昨年の 4 月から施行されております 75 歳以上を対象とした後期高齢者医療制度についても、今後も円滑な運営を図るため、運営基盤である奈良県後期高齢者医療広域連合会に対し必要な経費を計上致したところであります。

次に老人福祉についてであります。安堵町老人保健福祉事業計画及び介護保険事業計画のこれらについても 20 年度において計画の見直しを行い、福祉保健センターに設置致しております地域包括支援センターを中核に介護サービスや介護

予防、総合相談事業等の地域支援事業の、より一層の充実を図るため所要の経費を計上し、「みんなが生涯すこやかに生活し安堵するまち」の実現を目指しております。

次に児童福祉についてであります。子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るための児童手当給付事業や急速に進行する少子化の次世代育成の支援行動を推進し、「子どもが健やかに生まれ育つまちづくり」を目指すため、今後5箇年を見直す次世代育成支援行動計画を策定するためなどの必要経費を計上致しております。また、介護保険については、社会の高齢化が急速に進行している背景と制度が定着したところにより、利用者が大幅に増加しておりますが、在宅サービス等の一層の充実を図り、安定した介護サービスが受けられるように努めてまいります。

第3には、保健衛生の充実であります。

「生涯すこやかに生活し安堵するまちづくり」を推進致しておりますが、健康増進法に基づく、健康増進事業であります。健康づくりの事業の健康相談。機能訓練、がん検診などの実施については今後も引き続き行ってまいります。また、母子保健事業における妊婦の一般健康診査であります。より一層の充実を図るため、公費助成の回数を年3回から14回に増やし、母子の健康を支援し、子どもがすこやかに生まれ育つまちづくりを目指し、推進するための所要の経費を計上致しております。

第4に教育の充実であります。

「まちづくりは人づくりである」との考えの下、教育施策の充実を図ってまいります。国においては、教育基本法が改正され、学校教育法施行規則が一部改正されたことにより、小・中学校の学習指導要領が改定されております。授業数の増加及び学習活動の大幅な拡充がなされ、相当部分が21年度から移行措置となるため、所要額を計上致しております。また、小学校において来年22年度より身体に障害を持つ児童を受け入れるために障害者用トイレの増設、また、旧防火水槽跡が老朽化等により危険であるため撤去致したく、施設整備として所要額を計上致したところであります。また、中学校においては、先程の学習指導要領の改訂に基づき、学習活動の拡充による武道場の改修及びプール改修など体育施設の整備に所要額を計上致しております。

次に児童生徒の安全についてであります。来訪者のチェックの厳格化や不審者に対する迅速・的確な対応、通学時の引率や巡回、青色回転灯の防犯パトロールなど、今後とも安全を確保するためにできる限りの取組を行ってまいります。また、道徳教育、人権教育などについても体験活動や地域の人材を活かした教育活動などを実践し、心豊かに生きる子ども達の育成、そして人権意識を高め人権をはぐくむ活動等、今後も諸事業を展開してまいります。次に児童生徒自立支援事業であります。生徒指導上の問題として大きな社会問題となっております「い

じめ)、「不登校」、「問題行動」などについては専門的な知識を有し、経験豊かなスクールカウンセラー、学校支援スタッフなどを配置し、その解決や未然防止を図っているところであります。

5 番目には、生活環境基盤の整備についてであります。

まず、下水道事業につきましては、精力的に整備を進めており、公共下水道の供用も随時開始致しております。公共下水道整備は 1 月末におきまして、その完工率 76.5 パーセントとなっております。今後も普及促進に鋭意努めてまいります。

次に地域の住民生活とも深い関わりをもつ道路整備については、改修工事及び維持補修などに掛かる所要額の計上、また、中央公園を含めた体育施設についても住民の心身の育成及びスポーツ振興を図るため、運営、管理に要する所要額を計上致したところであります。

6 番目には、防災対策・環境対策・人権同和対策でございます。

まず、防災対策であります。今、やかましく言われております東南海・南海地震の発生が懸念されている大規模地震や台風による災害に備え、防災用品を備蓄するための所要額を計上し、防災の充実に努めてまいります。なお、9 月上旬には生駒郡が主催によります総合防災訓練を斑鳩町から…、持ち回りを致しております。斑鳩町において行う予定でございますので、皆様方の参加方よろしくお願ひ申し上げます。

次に環境対策であります。し尿処理における陸上施設での処理委託、不法投棄物処理対策、粗大ごみ処理対策、また、環境美化センターにおけるダイオキシン対策など設備の万全を期するため、それぞれ必要な所要額を計上し、よりよい環境づくりを目指しておるところでございます。

次に人権同和対策であります。公営住宅、改良住宅の維持管理経費、また、平成 23 年 7 月から開始されます地上デジタル放送に対応すべく公営住宅等のテレビアンテナ取替え作業を 21 年度、22 年度の 2 箇年計画とし今年度の所用額を計上致したところであります。また、地域改善対策については残事業等に掛かる所要額を計上致しました。

以上が一般会計予算でございます。

次に特別会計でございます。

国民健康保険特別会計に 7 億 3,900 万円の予算で対前年度比 6.7 パーセントの減。老人保健特別会計に 630 万円の予算で対前年度比 92.6 パーセントの減。住宅新築資金等貸付事業特別会計に 392 万円の予算で対前年度比 0.3 パーセントの減。下水道事業特別会計に 3 億 7,660 万円の予算で対前年度比 14 パーセントの減。介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)分に 4 億 9,700 万円の予算で対前年度比 12.4 パーセントの増。同じく介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)分に 500 万円の予算で 47.7 パーセントの減。¥最後に後期高齢者医療特別会計に 6,850 万円の予算で対前年度比 7.4 パーセントの減となっております。

以上それぞれ予算計上致したところでございます。

御承知のように特別会計は、独立採算制を基本と致しております。受益者負担の適正化を図り、収支の均衡を図るよう努めてまいりたいと存じます。また、今議会において他に、専決処分案件 3 件、地域活性化・緊急安心実現総合対策及び定額給付金給付事業などに関連する平成 20 年度補正予算案 4 件を初め、人事案件 2 件、条例の制定及び一部改正案件が 4 件など、当初予算を合わせて計 25 案件を提案致しております。

厳しい財政状況で、かつ、変化の激しい社会にあって、今後とも町民皆様が安心して暮らせるように創意工夫してまいり所存でございます。議員皆様方にはよろしく御審議願ひ、御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、細部につきましては、その都度各担当課より説明致させますのでよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての提案理由とあいさつに代えさせていただきます。

-----  
議長（吉田宏至） 本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

-----  
議長（吉田宏至） 日程第 1：「会議録署名議員の指名」を行います。  
今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第 105 条の規定により、  
8 番 溝脇久利議員と、9 番 田中幹男議員を指名致します。

-----  
議長（吉田宏至） 日程第 2：「会期決定」を議題と致します。  
お諮りします。  
本定例会の会期は、先般の議会運営委員会において本日より 18 日までの 9 日間と内定していただいておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から18日までの9日間とすることに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第3 報告第1号：「専決処分の承認を求めることについて（平成20年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について）」を議題と致します。  
本案について提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） それでは報告第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成20年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について）御説明致します。

予算書の7ページを御覧いただきたいと思えます。

今回の補正は1,421万4千円の増額補正でございます。補正内容であります、総務費におきましては、税務申告時期におきます日々雇の臨時職員の雇用ということで、その費用としまして21万4千円の補正でございます。

次に教育費についてでございますが、国の地域活性化緊急安心実現総合対策に係ります第1次補正に伴います安心安全施策として、当町歴史民俗資料館の耐震対策に充てるものとして1,400万円を補正するものでございます。その前の6ページの歳入につきましては、国庫支出金で500万円、繰入金として221万4千円を充てるものでございます。

なお、安心安全施策、また、税務課の申告時期等の臨時職員につきましては20年度事業であるためこれを専決処分とさせていただいたものでございます。

それでは議案書を朗読致します。

報告第1号：専決処分につき承認を求めることについて（平成20年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成20年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求め。

平成21年3月10日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページをお願い致します。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成

20 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 5 号）を別紙のとおり専決処分する。

平成 21 年 1 月 30 日専決

安堵町長 島田悠紀夫

予算書の 1 ページをお願い致します。

平成 20 年度安堵町一般会計補正予算（第 5 号）

平成 20 年度安堵町一般会計補正予算（第 5 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,421 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 7,883 万 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

平成 21 年 1 月 30 日専決

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

次のページをお願い致します。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 13. 国庫支出金、項 2. 国庫補助金

補正前の額 669 万 9 千円、補正額 500 万円、計 1,169 万 9 千円。

款 17. 繰入金、項 1. 基金繰入金

補正前の額 1 億 7,127 万 1 千円、補正額 921 万 4 千円、計 1 億 8,048 万 5 千円。

歳入合計

補正前の額 27 億 6,462 万 2 千円、補正額 1,421 万 4 千円、計 27 億 7,883 万 6 千円。

3 ページでございます。

歳出

款 2. 総務費、項 2. 徴税費

補正前の額 7,698 万 1 千円、補正額 21 万 4 千円、計 7,719 万 5 千円。

款 10. 教育費、項 5. 社会教育費

補正前の額 4,739 万 5 千円、補正額 1,400 万円、計 6,139 万 5 千円。

歳出合計

補正前の額 27 億 6,462 万 2 千円、補正額 1,421 万 4 千円、計 27 億 7,883 万 6 千円。

4 ページ以降は省略させていただきます。

御審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。  
討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより報告第1号を採決します。  
この採決は、挙手によって行います。  
本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。  
よって、報告第1号は承認することに決定しました。

-----  
議長（吉田宏至） 日程第4 報告第2号：「専決処分の承認を求めることについて（平成20年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について）」を議題と致します。  
本案について提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 報告第2号，専決処分の承認を求めることについて（平成20年度安堵町一般会計補正予算（補正第6号）について）御説明致します。

議案書の7ページをお願い致します。

今回の補正につきましては消防費でございます。42万8千円の増額補正となっております。補正内容につきましては、消防団員2名が退団したことに伴います退職報償金の支払いでございます。なお、団員に支払う退職報償金につきましては6ページであります歳入でございますけれども、全額消防団員等公務災害補償等共済基金より支払われるものでございます。共済基金よりの入金が…。2月25日

に支払うためこれを専決処分とさせていただきます。

それでは議案書を朗読致します。

報告第 2 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 6 号）について）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 6 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成 21 年 3 月 10 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページをお願い致します。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 6 号）を別紙のとおり専決処分する。

平成 21 年 2 月 9 日専決

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

予算書 1 ページをお願い致します。

平成 20 年度安堵町一般会計補正予算（第 6 号）

平成 20 年度安堵町一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 42 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 7,926 万 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

平成 21 年 2 月 9 日専決

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

次のページをお願い致します。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 19. 諸収入、項 3. 雑入

補正前の額 980 万 2 千円、補正額 42 万 8 千円、計 1,023 万円。

歳入の合計でございます。

補正前の額 27 億 7,883 万 6 千円、補正額 42 万 8 千円、計 27 億 7,926 万 4 千円。

3 ページ歳出でございます。

款 9. 消防費、項 1. 消防費

補正前の額 1 億 1,482 万 6 千円、補正額 42 万 8 千円、計 1 億 1,525 万 4 千円。

歳出合計でございます。

補正前の額 27 億 7,883 万 6 千円、補正額 42 万 8 千円、計 27 億 7,926 万 4 千円。

以上でございます。4 ページ以降は省略させていただきます。

御審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより報告第 2 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、報告第 2 号は承認することに決定しました。

-----  
議長（吉田宏至） 日程第 5 報告第 3 号：「専決処分の承認を求めることについて（平成 20 年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第 3 号）について）」を議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉岡 勉） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 報告第 3 号，専決処分の承認を求めることについて御説明させていただきます。御手元の資料の 7 ページ歳出の部でございます。お開きください。一般管理費の後期高齢者医療システム開発ということで、これは国の後期高齢者の円滑なる実施について保険者の軽減対策について対応するべく、後期高齢者の市町村の電算システムの改修が必要となりましたので、その補正をさせていただきます。これも 2 月 2 日付けで専決させていただきましたので、御説明させていただきます。款 1. 総務費、項 1. 総務管理費、目 1. 一般管理費。補正前の額 328 万 5 千円、補正額 33 万 6 千円、計 362 万 1 千円でございます。財源内訳につきましては「その他」財源で 33 万 6 千円でございます。

戻りまして 6 ページの方をお開きください。

歳入の部でございます。これにつきましては款 8. 国庫支出金、項 1. 国庫補助金、目 1. 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金ということで。補正前の額 247 万 8 千円、補正額 33 万 6 千円の補正でございます、計 281 万 4 千円。内訳は国庫補助金でございます。それでは御手元の資料の 1 ページに戻りまして報告第 3 号を朗読させていただきます。

報告第 3 号：専決処分につき承認を求めることについて（平成 20 年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第 3 号）について）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第 3 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し議会の承認を求める。

平成 21 年 3 月 10 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページお開きください。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第 3 号）を別紙のとおり専決処分する。

平成 21 年 2 月 2 日専決

安堵町長 島田悠紀夫

次のページお開きください。

1 ページお開きください。

平成 20 年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

平成 20 年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 33 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,714 万 5 千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

平成 21 年 2 月 2 日専決

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

次のページお開きください。

第一表歳入歳出予算補正

歳入

款 8. 国庫支出金、項 1. 国庫補助金

補正前の額 247 万 8 千円、補正額 33 万 6 千円、計 281 万 4 千円。

歳入合計

補正前の額 7,680 万 9 千円、補正額 33 万 6 千円、計 7,714 万 5 千円。

歳出の部。次のページでございます。

款 1. 総務費、項 1. 総務管理費

補正前の額 328 万 5 千円、補正額 33 万 6 千円、計 362 万 1 千円。

歳出合計

補正前の額 7,680 万 9 千円、補正額 33 万 6 千円、計 7,714 万 5 千円でございます。

次のページ以降は省略させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより報告第 3 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、報告第3号は承認することに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第6 報告第4号：「専決処分の承認を求めることについて（塵芥収集車輛購入に係る契約の締結について）」を議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉岡 勉） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 報告第4号，専決処分の承認を求めることについて（塵芥収集車輛購入に係る契約の締結について）御説明させていただきます。

現在、この収集車輛は10年を経過し使用しておりますが、老朽化等が厳しく、エンジン部分の致命傷的な故障で修理不能となります。収集業務に支障をきたしますので、また、加工に3箇月を要しますので、年末に指名入札によって別紙専決処分書のとおり町内業者に落札し、購入に係る契約の締結を平成20年12月25日に専決処分しましたので、地方自治法第179条第1項に基づきましてこれを議会に報告し承認を求めるとでございます。

それでは報告書を朗読させていただきます。

報告第4号：専決処分につき承認を求めることについて（塵芥収集車輛購入に係る契約の締結について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年5月安堵村条例第2号）第3条の規定による議会の議決に付すべき契約について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求めらる。

平成21年3月10日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページお開きください。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年5月安堵村条例第2号）第3条の規定による議会の議決に付すべき下記の契約について専

決処分する。

平成 21 年 12 月 25 日専決

安堵町長 島田悠紀夫

記

1. 契約の目的 安堵町塵芥収集車両購入
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約の金額 金 711 万 9 千円（うち消費税額 33 万 9 千円）
4. 契約の相手方 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵 1150 番地  
株式会社大和屋自動車 社長 池州皓一郎でございます。

以上でございます。

よろしく御審議の程お願い致します。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより報告第 4 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、報告第 4 号は承認することに決定しました。

.....

議長（吉田宏至） 日程第 7 報告第 5 号：「平成 21 年度安堵町土地開発公社予算の報告について」を議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

理事（山崎文生） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山崎理事。

理事（山崎文生） それでは報告第 5 号、平成 21 年度安堵町土地開発公社の事業計画及び予算について御説明させていただきます。

まず予算書 1 ページを御覧ください。1 ページは公有地売却事業でございますが、21 年度はございません。続きまして 2 ページを御覧ください。公有地取得事業でございますが、21 年度はございません。続きまして 3 ページを御覧ください。平成 21 年度土地開発公社の収支予算でございます。この中で、第 2 条にあります収益的収入及び支出の予算額は、収益的収入が 1 万 7 千円。これは公社設立基本金 500 万円の受取利息でございます。収益的支出は 0。これは公有地取得事業の原価でございます。続きまして第 3 条の資本的収入及び支出の予算額は、資本的収入が 79 万 4 千円。これは平成 21 年度利子補給金でございます。資本的支出が 79 万 4 千円。これは事業外費用の支払利息 79 万 4 千円でございます。第 2 条第 3 条の事項別明細につきましてはそれぞれ 5 ページから 10 ページに記載しております。なお、予定損益計算書と予定貸借対照表の説明につきましては、先程の説明と重複する部分が多々ありますので省略させていただきます。

以上、簡単でございますが、平成 21 年度安堵町土地開発公社の予算の報告でございます。

それでは報告第 5 号を朗読させていただきます。

報告第 5 号：平成 21 年度安堵町土地開発公社予算の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、平成 21 年度安堵町土地開発公社の予算を別紙のとおり提出する。

平成 21 年 3 月 10 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

以上でございます。よろしく審議の程お願いします。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより報告第5号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、報告第5号は承認することに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第8 議案第1号：「安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題と致します。

提出者の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 議案第1号，安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて御説明致します。

固定資産評価審査委員には3名おられます。その内の藤井彌委員につきましては、本年の3月29日で任期が満了致します。本人の意向によりまして辞退されておられます。新たに住民の代表として、また、税情勢にも精通されておられます長谷川弘氏を選任致したく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

それでは議案書を朗読致します。

議案第1号：安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求めらる。

平成21年3月10日提出

安堵町長 島田悠紀夫

記

住所 生駒郡安堵町大字東安堵 1787 番地の 50

氏名 長谷川 弘 昭和 12 年 3 月 11 日生まれ

以上でございます。

御審議よろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対し採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に同意することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第 1 号は同意することに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第 9 議案第 2 号：「安堵町公平委員会委員の選任につき同意を  
求めることについて」を議題と致します。

提出者の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 議案第 2 号，安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて御説明致します。

公平委員会委員 3 名おられます。その内の胡内一治委員におかれましては本年の 3 月 29 日に任期満了を迎えられますが、この方に関しましては継続的に 3 期やっていただいております。人事行政等に精通されておられますので、引き続き委員として選任致したく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

それでは議案書を朗読致します。

議案第 2 号：安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

平成 21 年 3 月 10 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

記

住所 生駒郡安堵町大字東安堵 1362 番地

氏名 胡内一治 昭和 2 年 10 月 11 日生まれ

以上でございます。

よろしく御審議の程お願い致します。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対し採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案に同意することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第2号は同意することに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第10 議案第3号：「安堵町監査委員条例の全部を改正する条例について」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

監査委員書記（近藤善敬） はい、議長。

議長（吉田宏至） 近藤監査委員書記。

監査委員書記（近藤善敬） 議案第3号、安堵町監査委員条例の全部を改正する条例について、提案理由を御説明させていただきます。

改正の理由と致しましては6点ほどございます。

1点目と致しましては、平成19年6月地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、決算において財政健全化判断比率や資金不足比率などを審査し、その意見書を提出することが監査委員に付されることになったため、改正の必要が生じたこと。

2点目は監査委員が行う監査や審査についての規定を定めた法の表記が一部漏れていた箇所があったためそれを追加したこと。

3点目は監査の事務処理等において監査を実施する月、事務処理をする期間等について、実態と相違している箇所があったためそれを実態に合わせたこと。

4点目は条文中における句点の主要形態を統一。例えば「監査委員は」の「は」の後に「、」を付けたり、「あらかじめ、」の「、」を省くなど語句の表記について統一。また、漢字の送り仮名、あるいは誤字の訂正など文言整備を行ったこと。

5点目は監査委員の公印を新たに定め直すとともに、代表監査委員の印を新たに追加したこと。

6点目は全ての条文の頭に見出しをつけたことなどで、全文に亘ることから全部を改正するものでございます。

新旧対照表を御覧いただきたいと思います。議案の4枚目後に表示されております。左側が現行で右側が改正案でございます。下線の入っているところが改正、あるいは追加する箇所でございます。

まず右側の改正案を御覧ください。

第1条の見出しとして趣旨。第1条は地方自治法に規定されて監査委員に関す

る事項を定めております。先の左側の現行では監査委員の定数を定めておりましたが、定数につきましては地方自治法で市町村は2名と規定され、識見を有する委員を独自に増やした場合、定数を条例で定めるというのが常であることから委員の表記を省き、趣旨説明のみと致しました。

第2条の見出しについては定期監査でございます。

定期監査は11月に実施しておりますので、「7月」を「11月」に改めるものです。

第2項につきましては、「あらかじめ、」と、句点がついておりますが句点を省く文言整備でございます。

第3条の見出しは随意監査。

その中で「行なおうとするときはあらかじめ、」というのを「行うときは、あらかじめ」に改める文言整備です。

第4条の見出しは請求又は要求に基づく監査。

次のページを御覧ください。

1項中、「あつたとき、」の句点を省く文言整備。

5条の見出しは財政的援助等を与えているもの及び指定金融機関に対する監査。

第1項中、「監査委員は」の句点を追加。また、「行なおうとするときはあらかじめ、」を「行うときはあらかじめ」に。また、「うける」というのを漢字に改める文言整備です。また、監査委員の指定金融機関に対する監査を規定する地方自治法第245条の2第2項の明記が漏れていたため、法第199条第7項の後に、「又は法第235条の2第2項」を加えるものでございます。

第6条の見出しは決算の審査。

「監査委員は」の後に句点を加える文言整備。また、水道企業等の決算審査を規定する地方公営企業法の条文の漏れがあったため、「法第233条第2項」の後に「又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項」を加え、「規定により、決算及び証高額の他に必要の高額」を「規定により、決算及び証拠書類その他必要な書類」に。また、町長への意見書の回付期限を「20日以内」から「30日以内」に改めるものです。

第7条の見出しは現金出納の検査。

現金出納検査の実施日については「10日に行なう。」を「20日に行う。」に改め、「その日が日曜又は休日に当るとき」を「その日が安堵町の休日を定める条例（平成元年12月安堵町条例第6号）第1条第1項に規定する休日にあたる時は、」に改めるものです。

次のページを御覧ください。

第8条の見出しは基金運用状況の審査。

基金運用状況を審査した場合、町長への意見書の回付期限を規定するもので、  
第8条 監査委員は法第241条第5項の規定により、基金の運用状況を示す書類

を審査に付されたときは、その日から 30 日以内に意見を付けて町長に回付しなければならない。を新たに加えるものです。

第 9 条の見出しは健全化判断比率等及び資金不足比率等の審査。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、決算において財政健全化判断比率等や資金不足比率等についての審査を実施した場合、町長への意見書の回付期限を規定するもので、第 9 条、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により審査に付された健全化判断比率等及び同法第 22 条第 1 項の規定により審査に付された資金不足比率等については、これを受理した日から 30 日以内に意見を付けて町長に回付しなければならない。を新たに加えるものです。

第 10 条の見出しは職員の賠償責任の決定等。

会計管理者等職員の故意又は重大な過失により生じた損害についての賠償責任の有無及び賠償額決定の意見書の提出期限、また、やむを得ない事故、事情によると認める場合の免除について、監査委員の意見書提出期限を規定したもので、その期限を改めるものであります。

また、「監査委員は」の「は」の後の「、」を付ける文言整備。賠償額決定等の意見書提出期限を「10 日以内」から「20 日以内」に。「第 4 条」を「第 8 条」に。免除についての意見書の提出期限を「10 日以内に町長に通知又は、」を「15 日以内に町長に通知又は」に改めるものでございます。

11 条の見出しとして告示及び公表。

告示公表については安堵町広告式条例に規定されているための改正で、第 11 条 監査委員の行う告示又は公表は、安堵町広告式条例（昭和 43 年安堵村条例第 14 条）の定める告示又は公表の例による。に改めるものです。

第 12 条の見出しは公印。

監査委員の後に「及び代表監査委員」を加える改正。また、従前の監査委員の公印は、監査委員之印ひとつでありましたが、それを「安堵町監査委員之印」と改め、新たに「安堵町代表監査委員之印」ひとつを加えるものです。

第 13 条の見出しはその他。

「除く」を「除くほか、」に改める文言整備。また、監査委員は合議により決定することから、「監査委員が定める。」を「監査委員が協議して定める。」に改めるものです。

施行日につきましては公布の日でございます。

それでは、議案第 3 号を朗読させていただきたいと思っております。

初めのページをお開きさせていただきたいと思っております。

議案第 3 号：安堵町監査委員条例の全部を改正する条例について

安堵町監査委員条例（昭和 39 年 3 月安堵村条例第 1 号）の全部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 21 年 3 月 10 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

なお、次のページの条文につきましては新旧対照より御説明させていただいておりますので割愛させていただきたいと思っております。

よろしく御審議の程お願い致します。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。  
討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第 3 号について採決します。  
この採決は、挙手によって行います。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。  
よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

-----

議長（吉田宏至） 日程第 1 1 議案第 4 号：「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」を議題と致します。  
本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 議案第 4 号，職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明致します。議案書の最後のページをお願い致します。新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

現行の第 2 条及び第 3 号及び第 5 条の関係でございます。

環境美化センターに常勤する現業職員に対して支給致しておりました特殊勤務手当については、これを適切、妥当性がないということでこれを廃止し、削るものでございます。

これによります条項の整理、また、現況に即した条文に致すため…。第 6 条関係でございます。「水火災」とあるのを「風水害等」に改めるとともに、その他の文言の整理を行うものでございます。

以上でございます。

それでは議案書を朗読致します。

議案第 4 号：職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 44 年 3 月安堵村条例第 7 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 21 年 3 月 10 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

以上でございます。

御審議の程よろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第 4 号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

-----

議長（吉田宏至） 只今11時5分でございます。ここで一旦休憩致します。

次の再開は11時15分。11時15分をお願い致します。よろしく。

休 憩

-----

11時05分

11時15分

-----

議長（吉田宏至） 休憩前に引き続き再開します。

議長（吉田宏至） 日程第12 議案第5号：「安堵町介護従事者処遇改善臨時特例基金  
条例の制定について」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（高間俊和） はい、議長。

議長（吉田宏至） 高間理事。

理事（高間俊和） それでは議案第5号、安堵町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例  
の制定について説明させていただきます。

介護従事者の処遇改善を主な目的として行われます介護報酬改定に伴う平成  
21年度及び平成22年度の介護保険料の急激な上昇を抑制するため、必要な経費  
が国庫補助金として今年度に交付されます。内訳は、保険料上昇抑制のために370  
万8千円、周知に係る事務費部分50万円、計420万8千円が交付されるところ  
でございます。これを今年度に基金として積み立て平成21年4月施行の介護報  
酬改定に伴う第1号被保険者の介護保険料増加額の軽減や、また、この周知、  
その他円滑な実施のための準備経費の財源として処分運用したく、議案第5号、  
安堵町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について提案させていただ  
くものでございます。

なお、この措置は急激な保険料の上昇を緩やかにするという激変緩和措置的施策として実施される第4期（平成21年度から23年度）まででございますが、4期限りの措置であることから附則で本条例は平成24年3月31日に限りその効力を失うとしております。

それでは議案第5号を朗読させていただきます。

議案第5号：安堵町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

安堵町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を別紙のとおり提出する。

平成21年3月10日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページお願い致します。

安堵町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

（設置の目的）

第1条 介護従事者の処遇改善を図るという平成21年度の介護報酬の改定の趣旨等にかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、安堵町介護従事者処遇改善臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第2条 基金として積み立てる額は、安堵町が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益の処理）

第4条 基金の運用から生ずる利益は、介護保険特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 安堵町長は、財政上必要があると認められるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

（1）安堵町が行う介護保険に係る第1号被保険者の介護保険料について、平成21年4月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てる場合

次のページお願い致します。

（2）前号の介護保険料の軽減に係る広報啓発、介護保険料の賦課・徴収に係る

電算処理システムの整備に要する費用その他当該軽減措置の円滑な実施のための準備経費等の財源に充てる場合

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、安堵町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成24年3月31日に限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

以上でございます。よろしく御審議の程お願い致します。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第5号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

-----  
議長（吉田宏至） 日程第13 議案第6号：「安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（高間俊和） はい、議長。

議長（吉田宏至） 高間理事。

理事（高間俊和） それでは議案第 6 号、安堵町介護保険条例の一部改正について説明させていただきます。介護保険制度が施行後 3 年ごとの第 1 期から第 3 期までの財政期間の計 9 年間に経過する現在、平成 21 年度から 23 年度までの第 4 期の介護保険事業計画の見直しが全国的に行われているところでございます。本町におきましても介護保険制度の基本となる安堵町老人福祉計画及び介護保険計画の見直しを町民及び保健・福祉・医療等の関係者からなります安堵町老人福祉計画及び介護保険事業計画並びに障害福祉計画策定委員会に諮問し、昨年の 11 月以来、2 回に亘って委員会を開催していただき、このほど答申をいただいた次第でございます。

これを踏まえて所要の改正を行いたく、安堵町介護保険条例の一部改正についてを上程させていただくものでございます。策定委員会で検討いただきましたサービスの見込み量や利用者の見込み量を基に、厚生労働省から出されております保険料推定のためのワークシートに基づいて保険料を算定致しましたところ、介護報酬の 3 パーセント上昇については介護従事者処遇改善臨時特例交付金を活用し、また後で説明させていただきます第 4 段階における収入額が一定額以下の人に対する軽減策に対しては、介護給付費準備基金を取り崩すことなどで、保険料につきましては第 4 期財政期間中、均一の据え置きで提案させていただいております。

それでは新旧対照表をお願い致します。

本則第 2 条の改正は、第 3 期が平成 18 年度から 20 年度まででございましたが、第 4 期については平成 21 年度から平成 23 年度までとする改正でございます。

次に附則第 3 条では先程申し上げましたが、所得格差が大きく人数も一番多い本則第 2 条第 4 号に掲げる方のうち、収入額が一定額以下の方。具体的には、世帯の誰かに住民税が課されているが前年の合計所得金額プラス課税年金収入額が 80 万円以下の方に対する負担を軽減するため新たに保険料率 0.9 の段階を設定するものでございます。現行 1.0 の方でございますが、それを 0.9 とする改正でございます。これによりまして保険料率段階設定は、これまでの 6 段階から 7 段階設定となります。

それでは議案書を朗読致します。

議案第 6 号：安堵町介護保険条例の一部を改正する条例について

安堵町介護保険条例（平成 12 年 3 月安堵町条例第 22 号）の一部を改正する条

例を別紙のとおり提出する。

平成 21 年 3 月 10 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

安堵町介護保険条例の一部を改正する条例

安堵町介護保険条例（平成 12 年 3 月安堵町条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成 18 年度」を「平成 21 年度」に、「平成 20 年度」を「平成 23 年度」に改める。

附則

（施行期日）

第 1 条 この条例は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 改正後の安堵町介護保険条例第 2 条の規定は、平成 21 年度分の保険料から適用し、平成 20 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成 21 年度から平成 23 年度までにおける保険料率の特例）

第 3 条 令附則第 9 条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する第 1 号被保険者の平成 21 年度から平成 23 年度までの保険料率は、第 2 条による規定にかかわらず、4 万 6,400 円とする。

以上でございます。

御審議の程よろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第 6 号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

-----

議長（吉田宏至） 日程第14 議案第7号：「平成20年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）について」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） それでは議案第7号、平成20年度安堵町一般会計補正予算（補正第7号）について御説明致します。

議案書の12ページをお願い致します。

まず歳出でございます。今回の補正は、1億7,313万4千円の増額補正でございます。補正内容につきましては、まず総務費でございます。第2次補正分。また、先週の4日に関連法案等が可決になりました定額給付金事業と致しましての事務費、給付金合わせまして1億3,292万円の補正でございます。財源は全額国庫支出金となっております。同じく総務費の賦課徴収費についてでございます。電算処理委託で電子申告分と年金特徴分を予定しておりましたけれども、近隣町村の状況にかんがみ、電子申告分を行わないということに致しましたので382万9千円を減額補正。また、町民税におきまして、所得変動により発生します過誤納金還付金、これにつきましても見込んだ額より減る見込みということで256万3千円を減額補正致します。

次に民生費でございます。目の老人福祉費、福祉保健センター費につきましては、基金の繰入金から繰越金への財源更正でございます。次の介護保険事業でありますけれども、この介護保険特別会計への繰出金としまして414万円の増額補正。財源内訳になりますけれども、その他の財源で1,362万8千円と、これは基金の繰入れから繰越金への財源更正でございます。

次に後期高齢者医療費についてでございます。85万8千円の増額で、後期高齢者医療費特別会計への繰出金で、財源につきましては県費の負担金でございます。

次に子育て応援特別手当特別事業費でございます。これも先程の定額給付金事

業との関連でありまして 290 万円の増額補正と。これにつきまして財源も、全て国庫支出金でございます。次のページをお願い致します。

次に衛生費であります。また、土木費についての款でありますけれども。これにつきましては、国の第 2 次補正であります地域活性化・生活対策事業によります補助で、先程ゴミ収集車購入の専決を御可決いただきました分で、それに係ります車輛の財源をこれに充てると、財源更正するというところでございます。

次に土木費の道路橋梁維持費、また、道路補修費等の費用。これもこの事業に充てまして財源更正をするものでございます。

次に消防費でございます。先に議決いただきました補正第 6 号と同理由で、先の 2 名の退団後に新たに 1 名の退団者がございましたので、それに支払います退職報償費、その増減でございます。この財源につきましても全額共済基金より支払われるものでございます。

次に教育費でございます。小・中学校ともに老朽化し機能を成さない防火シャッター等を改修する施設整備工事を行うものでございます。この財源につきましては、文部科学省の補助事業で行い、補助以外の財源につきましては、先程の地域活性化・対策事業補助とその一部、また、一般財源を充当するものでございます。

最後に公債費についてでございますけれども。これも基金の取崩しの基金繰入金から繰越金に財源更正を行うものでございます。

そして 6 ページをお願い致します。

6 ページは繰越明許費でございます。地域活性化・生活対策事業。先程の定額給付金事業、また、子育て支援特別手当事業等に係る費用。これを翌年度に繰越して使用することができる経費ということで、総額 2 億 147 万 6 千円を 21 年度へ繰越明許費として繰越すということでございます。

以上でございます。それでは議案書を朗読致します。

議案第 7 号：平成 20 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 7 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 7 号）を別紙のとおり提出する。

平成 21 年 3 月 10 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

1 ページをお願い致します。

議案第 7 号：平成 20 年度安堵町一般会計補正予算（第 7 号）

平成 20 年度安堵町一般会計補正予算（第 7 号）は次に定めるところによる。  
歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 7,313 万 4 千円を追加し、  
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 5,239 万 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は「第一表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第二表繰越明許費」による。

平成21年3月10日提出

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

次のページをお願い致します。

第一表歳入歳出予算補正

歳入

款8. 地方特例交付金、項1. 地方特例交付金

補正前の額620万円、補正額228万円、計848万円。

款9. 地方交付税、項1. 地方交付税

補正前の額12億1,000万円、補正額1,112万8千円、計12億2,112万8千円。

款13. 国庫支出金、項2. 国庫補助金

補正前の額1,169万9千円、補正額1億7,932万6千円、計1億9,102万5千円。

款14. 県支出金、項1. 県負担金

補正前の額5,962万9千円、補正額866万4千円、計6,829万3千円。

同じく県費の項3. 委託金

補正前の額2,230万8千円、補正額マイナス156万円、計2,074万8千円。

款17. 繰入金、項1. 基金繰入金

補正前の額1億8,048万5千円、補正額マイナス1億1,911万3千円、計6,137万2千円。

款18. 繰越金、項1. 繰越金

補正前の額2,392万1千円、補正額9,224万円、計1億1,616万1千円。

款19. 諸収入、項3. 雑入

補正前の額1,023万円、補正額16万9千円、計1,039万9千円。

歳入の総合計

補正前の額27億7,926万4千円、補正額1億7,313万4千円、総合計29億5,239万8千円。

次のページをお願い致します。

歳出

款2. 総務費、項1. 総務管理費

補正前の額2億4,956万円、補正額1億3,292万円、計3億8,248万円。

項2. 徴税費

補正前の額7,719万5千円、補正額マイナス630万9千円、計7,088万6千円。

款3. 民生費、項1. 社会福祉費

補正前の額 4 億 2,903 万 9 千円、補正額 499 万 8 千円、計 4 億 3,403 万 7 千円。

項 2. 児童福祉費

補正前の額 2 億 1,216 万 8 千円、補正額 290 万円、計 2 億 1,506 万 8 千円。

款 4. 衛生費、項 2. 清掃費

補正前の額 3 億 3,646 万 8 千円、補正額 0、計 3 億 3,646 万 8 千円。

款 8. 土木費、項 2. 道路橋梁費

補正前の額 2,182 万 5 千円、補正額 0、計 2,182 万 5 千円。

款 9. 消防費、項 1. 消防費

補正前の額 1 億 1,525 万 4 千円、補正額 16 万 9 千円、計 1 億 1,542 万 3 千円。

款 10. 教育費、項 2. 小学校費

補正前の額 3,178 万 8 千円、補正額 2,328 万 4 千円、計 5,507 万 2 千円。

項 3. 中学校費

補正前の額 2,560 万 4 千円、1,517 万 2 千円、計 4,077 万 6 千円。

款 12. 公債費、項 1. 公債費

補正前の額 6 億 2,005 万 8 千円、補正額 0、計 6 億 2,005 万 8 千円。

歳出合計

補正前の額 27 億 7,926 万 4 千円、補正額 1 億 7,313 万 4 千円、計 29 億 5,239 万 8 千円。

次のページをお願い致します。

第二表繰越明許費

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費

事業名 定額給付金事業、金額 1 億 3,292 万円。

款 3. 民生費、項 2. 児童福祉費

事業名 子育て応援特別手当事業、金額 290 万円。

款 8. 土木費、項 2. 道路橋梁費

道路維持補修事業、金額 1,300 万円。

款 8. 土木費、項 3. 都市計画費

下水道事業特別会計操出金、金額 20 万円。

款 10. 教育費、項 2. 小学校管理費

事業名 義務教育施設整備事業、2,328 万 4 千円。

同じく款 10. 教育費、項 3. 中学校管理費

事業名 義務教育施設整備事業、1,517 万 2 千円。

款 10. 同じく教育費、項 5. 社会教育費

事業名 公共施設耐震事業、金額 1,400 万円。

明許費の合計、2 億 147 万 6 千円。

次のページ以降は省略させていただきます。御審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

4 番（森田 瞳） 議長。

議長（吉田宏至） はい、森田議員。

4 番（森田 瞳） 定額給付金事業について、3 点程ちょっとお聞きしたいんですけども。まずこの件、先程繰越明許で来年度に係っていく事業ということで今説明いただきました。まずこの支給されるこの時期ですね、いつ頃に支給されるという計画をお持ちなのか。そしてまた、この子育て応援特別手当事業ですか。これは先程の今申しました定額給付事業に関連する部分とおっしゃってましたですけども、ちょっとこの辺を具体的にちょっと説明していただきたい。もう一点は、これまあ、安堵町に在住される住民の方というの、世帯対象になってくると思うんですけども。これは基準日というのがあるんですか。その辺のこと、ちょっとお聞きしたい。以上です。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） まず一点目、支給時期ということで、4 月の中旬ぐらいから申請書の発送。それで早くて 5 月の中旬からの支給になろうかという予定を立てております。そして、子育てにつきましては、第 2 子以降、平成 14 年の 4 月 2 日生まれで平成 17 年 4 月 1 日まで 4 歳、5 歳、6 歳ですかね。ただし第 2 子がこれに該当する方に対して支給するというところでございます。次に定額給付の基準日は、21 年 2 月 1 日現在の住民票の…、もって基準日とするということでございます。以上です。

議長（吉田宏至） 森田議員よろしいですか。

4 番（森田 瞳） はい、結構。

議長（吉田宏至） 次に吉田忠世議員どうぞ。

5 番（吉田忠世） 今、定額給付金の関連につきましては 4 月中旬という話でございませう。これについては広報へ掲載し、周知を図られるというふうを考えております

が、それでよろしいございますか。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 当然、4月1日の広報でもって載せていこうという考えです。また、ホームページにはもう既に載せております。以上です。

議長（吉田宏至） よろしいですか。

5番（吉田忠世） はい。

議長（吉田宏至） ほかに質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） これで質疑を終わります。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。  
討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第7号について採決します。  
この採決は、挙手によって行います。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。  
よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

-----

議長（吉田宏至） 日程第15 議案第8号：「平成20年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第2号）について」を議題と致します。  
本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（山崎文生） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山崎理事。

理事（山崎文生） それでは議案第 8 号，平成 20 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 2 号）について説明させていただきます。

予算書 3 ページを御覧ください。

繰越明許費でございますが、笠目地区の下水道整備事業における実施計画等に不測の日数を要したため、年度内完了ができなくなりましたので、下水道事業費 6,620 万円を翌年度へ繰越してございます。早期完了を図るため鋭意努力致します。

続きまして 4 ページを御覧ください。地方債の補正でございます。公共下水道事業債の限度額が 100 万円増の 2,240 万円になり、特定環境保全公共下水道事業債の限度額が 100 万円減の 1 億 2,700 万円に減額する財源更正でございます。下水道事業債の総額については増減がございません。

それでは議案書を朗読致します。

議案第 8 号：平成 20 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 2 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第 2 号）を別紙のとおり提出する。

平成 21 年 3 月 10 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

予算書 1 ページを御覧ください。

議案第 8 号：平成 20 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 20 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができ経費は、「第二表繰越明許費」による。

第 3 条 地方債の変更は、「第三表地方債補正」による。

平成 21 年 3 月 10 日提出

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

続きまして 2 ページを御覧ください。

第一表歳入歳出予算補正

歳入

款 6. 町債、項 1. 町債

補正前の額 1 億 7,280 万円、補正額 0、計 1 億 7,280 万円。

歳入合計

4 億 3,800 万円、補正額 0、計 4 億 3,800 万円。

次のページ 3 ページをお願いします。

第二表繰越明許費

款 1. 下水道事業費、項 2. 下水道建設費

事業名 特定環境保全公共下水道事業、金額 6,620 万円。合計 6,620 万円。

続きまして 4 ページ。

第三表地方債補正

起債の目的 公共下水道事業

補正前の限度額 2,140 万円、補正後の限度額 2,240 万円、

起債の目的 特定環境保全公共下水道事業

補正前の限度額 1 億 2,800 万円、補正後の限度額 1 億 2,700 万円。

計、補正前限度額 1 億 4,940 万円、補正後の限度額 1 億 4,940 万円

なお、起債の方法、利率、償還方法につきましては補正前、補正後とも変更ございません。5 ページ以降につきましては、重複する部分がありますので省略させていただきます。

以上でございます。よろしく審議の程お願いします。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第 8 号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

-----

議長（吉田宏至） 日程第16 議案第9号：「平成20年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）について」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（高間俊和） はい、議長。

議長（吉田宏至） 高間理事。

理事（高間俊和） それでは議案第9号、平成20年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第2号）について説明させていただきます。

内容は歳入歳出それぞれ1,572万5千円の増額補正でございます。議案書の6ページから8ページで概要説明させていただきます。まず8ページをお開きください。最後のページでございます。歳出の方でございますが、1点目は一番上の表になりますが、介護保険制度の改正に関する電算システム改修にかかる費用406万4千円の増額補正でございます。これの財源と致しまして歳入、6ページになりますが、一番下の表でございますが、国庫補助金85万5千円と、7ページ一番下の表になりますが一般会計繰入金、町負担でございます。320万9千円の増額補正でございます。

それから2点目は、8ページ歳出の中段の表にありますが、要介護者の居宅介護サービス350万2千円、施設介護サービス395万1千円の各利用増でございますが、保険給付費の増額補正合わせて745万3千円でございます。これに係る財源補正が6ページから7ページでございます。保険給付費につきましては介護保険法で負担割合が定められておりますので一番上の表になりますが、第1号被保険者の保険料が保険給付金の19パーセントの141万9千円、それから中段の国庫支出金の国庫負担金以下につきましてもそれぞれの負担割合で補正させていただいております。国庫負担金が129万2千円、調整交付金が37万2千円。7ページの一番上の表になりますが、款5. 支払基金交付金が231万円、それから県支出金の方は112万9千円、そして町からの介護給付費繰入金が93万1千円

で、計 745 万 3 千円の増額補正が 2 点目でございます。

3 点目は先程議決いただきました議案第 5 号と関連しておりますが、8 ページ一番下の表になります。議案第 5 号で説明させていただきました趣旨で、国から交付されます介護従事者処遇改善臨時特例交付金を基金に積み立てるための費用の補正 420 万 8 千円の増額補正でございます。これにつきましては 6 ページの一番下のように入介護従事者処遇改善臨時特例交付金として国から全額交付されるところでございます。以上、歳入歳出それぞれ 1,572 万 5 千円の増額補正でございます。それでは議案書を朗読させていただきます。

一番表をお願い致します。

議案第 9 号：平成 20 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 2 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 2 号）を別紙のとおり提出する。

平成 21 年 3 月 10 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次に 1 ページお願い致します。

議案第 9 号：平成 20 年度安堵町介護保険特別会計補正予算（補正第 2 号）保険事業勘定

平成 20 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 2 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,572 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 6,409 万 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

平成 21 年 3 月 10 日提出

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

2 ページ。第一表歳入歳出予算補正

歳入

款 1. 保険料、項 1. 介護保険料

補正前の額が 8,395 万 2 千円、補正額が 141 万 9 千円、計 8,537 万 1 千円。

款 4. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金

補正前の額 7,518 万 6 千円、補正額 129 万 2 千円、計 7,647 万 8 千円。

項 2. 国庫補助金

補正前の額 2,530 万 7 千円、補正額 543 万 5 千円、計 3,074 万 2 千円。

款 5. 支払基金交付金、項 1. 支払基金交付金

補正前の額 1 億 3,092 万 4 千円、補正額 231 万円、計 1 億 3,323 万 4 千円。

款 6. 県支出金、項 1. 県負担金

補正前の額 6,056 万 3 千円、補正額 112 万 9 千円、計 6,169 万 2 千円。

款 9. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金

補正前の額 6,408 万 2 千円、補正額 414 万円、計 6,822 万 2 千円。

歳入合計

補正前の額 4 億 4,837 万 2 千円、補正額 1,572 万 5 千円、計 4 億 6,409 万 7 千円。

次に 3 ページ歳出の方でございます。

款 1. 総務費、項 1. 総務管理費

補正前の額 59 万 2 千円、補正額 406 万 4 千円、計 465 万 6 千円。

款 2. 保険給付費、項 1. 介護サービス等諸費

補正前の額 3 億 6,274 万 2 千円、補正額 745 万 3 千円、計 3 億 7,019 万 5 千円。

款 4. 基金積立金、項 1. 基金積立金

補正前の額 455 万 1 千円、補正額 420 万 8 千円、計 875 万 9 千円。

歳出合計

補正前の額 4 億 4,837 万 2 千円、補正額 1,572 万 5 千円、計 4 億 6,409 万 7 千円。

4 ページ以降の説明につきましては、先程の説明と重複致しますので省略させていただきます。

よろしく御審議の程お願い致します。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありますか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありますか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第 9 号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

-----

議長（吉田宏至） ここで皆さんにお願いがございます。只今正午をまわりました。大変御腹の方も空いておろうかと思いますが、恐縮ですがこのまま進行させていただきます。よろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） 日程第17 議案第10号：「平成20年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第4号）について」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉岡 勉） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 資料の一番最後のページ、7ページでございます。

歳出の部で後期高齢者医療保険制度に基づきまして、市町村基盤安定の目的で広域連合へ納付する後期高齢者医療広域連合負担金が創設されました。それによる補正予算でございます。

歳出の款2. 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1. 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1. 後期高齢者医療広域連合納付金で補正前の額 7,272 万 3 千円に補正額増額 85 万 8 千円、計 7,358 万 1 千円の歳出補正をお願いするものでございます。前のページ、6 ページの方でございますが、その財源につきまして先程議案第7号で可決承認されました財源であります一般会計からの補てんということで 85 万 8 千円をお願いするものでございます。

歳入

款 4. 繰入金、項 1. 他会計繰入金、目 1. 一般会計繰入金

補正前の額 1,724 万 9 千円、補正額 85 万 8 千円で、合計 1,810 万 7 千円になります。

それでは御手元の議案第10号の方に御戻りください。

議案第10号：平成20年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第4号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第 4 号）を別紙のとおり提出する。

平成 21 年 3 月 10 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

それでは議案書の 1 ページ御開きください。

議案第 10 号、平成 20 年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）

平成 20 年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 85 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,800 万 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

平成 21 年 3 月 10 日提出

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

それでは次のページ第一表でございます。

歳入歳出予算補正

歳入

款 4. 繰入金、項 4. 他会計繰入金

補正前の額 1,724 万 9 千円、補正額 85 万 8 千円、合計 1,810 万 7 千円。

歳入合計総額

補正前の額 7,714 万 5 千円、補正額 85 万 8 千円、計 7,800 万 3 千円。

次のページ、3 ページ歳出の部でございます。

款 2. 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

補正前の額 7,272 万 3 千円に補正額増額 85 万 8 千円、計 7,358 万 1 千円。

歳出合計

補正前の額 7,714 万 5 千円、補正額 85 万 8 千円、計 7,800 万 3 千円。

以上でございます。よろしく御審議の程お願い致します。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第10号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 次の

日程第 18 議案第11号：平成21年度安堵町一般会計予算について

日程第 19 議案第12号：平成21年度安堵町国民健康保険特別会計予算について

日程第 20 議案第13号：平成21年度安堵町老人保健特別会計予算について

日程第 21 議案第14号：平成21年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第 22 議案第15号：平成21年度安堵町下水道事業特別会計予算について

日程第 23 議案第16号：平成21年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について

日程第 24 議案第17号：平成21年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算について

日程第 25 議案第18号：平成21年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 26 議案第19号：平成21年度安堵町水道事業会計予算について

議長（吉田宏至） 以上、一般会計予算・各特別会計予算及び水道事業会計予算の9議案を一括議題とします。

議長（吉田宏至） 只今議題としました9議案について提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） それでは平成 21 年度安堵町一般会計予算並びに特別会計予算等について御説明致します。国においては財政健全化に向けた歳入歳出一体改革等によりまして、歳出の見直しによる予算編成が行われております。地方財政は益々厳しい状況となり、町においてもこの厳しい状況での予算編成となったものでございます。

まず議案第 11 号、予算書 1 ページでございます。一般会計予算でございますが、歳入につきましては町税で前年度対比 0.8 パーセントの増となっているものの、地方交付税は前年度対比で約 5 パーセントの減。臨時財政対策債の増債で予算の確保に努めたところでございます。歳出につきましては経常経費においては極力抑制に努めながらも住民サービスの低下にならないよう精査し、臨時的経費につきましては、優先順位を考えながら年次計画を持って予算編成を行ったものでございます。

まず、一般会計予算の総額は 28 億 2,700 万円で前年度対比 3.1 パーセントの増でございます。

それでは議案書の表題及び第 1 条金額総額の第 1 条のみを朗読させていただきます。

議案第 11 号：平成 21 年度安堵町一般会計予算

平成 21 年度安堵町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 28 億 2,700 万円と定める。

21 年 3 月 10 日提出

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

続きまして次に特別会計でございます。議案書 81 ページをお願い致します。

国民健康保険特別会計予算でございます。総額は 7 億 3,900 万円。これは保険給付費等の減額で、前年度対比 6.7 パーセントの減となっております。それでは議案書を朗読致します。

議案第 12 号：平成 21 年度安堵町国民健康保険特別会計予算

平成 21 年度安堵町国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 億 3,900 万円と定める。

以上でございます。

次に 103 ページをお願い致します。老人保健特別会計予算でございます。総額は 630 万円です。これは後期高齢者医療特別会計への移行に伴いましての減でございます。前年度対比 92.6 パーセントの減となっております。

議案第 13 号：平成 21 年度安堵町老人保健特別会計予算

平成 21 年度安堵町老人保健特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 630 万円と定める。

以上です。

次に 113 ページをお願いします。議案第 14 号、住宅新築資金等貸付事業特別会計予算でございます。総額は 392 万円、前年度とほぼ同額でございます。それでは議案書を朗読します。

議案第 14 号：平成 21 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成 21 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 392 万円と定める。

以上です。

次に 121 ページをお願い致します。議案第 15 号、下水道事業特別会計予算でございます。総額は 3 億 7,660 万円で、これは昨年度からの事業量の減で、前年度対比 14 パーセントの減となっております。

議案書を朗読致します。

議案第 15 号：平成 21 年度安堵町下水道事業特別会計予算

平成 21 年度安堵町下水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 7,660 万円と定める。

以上です。

次に 137 ページをお願い致します。議案第 16 号、介護保険特別会計予算（保険事業勘定分）でございます。これの総額は 4 億 9,700 万円で保険給付費の増ということで前年度対比 12.4 パーセントの増となっております。

それでは議案書を朗読します。

議案第 16 号：平成 21 年度安堵町介護保険特別会計予算（保険事業勘定）

平成 21 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 9,700 万円と定める。

以上でございます。

次に 165 ページをお願い致します。議案第 17 号、介護保険特別会計予算でございます。介護サービス事業勘定の総額は 500 万円で、大きな減は人件費の減でございます。前年度対比で 47.7 パーセントの減でございます。

それでは予算書を朗読します。

議案第 17 号：平成 21 年度安堵町介護保険特別会計予算（介護サービス事業勘定）

平成 21 年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 500 万円と定める。

以上です。

次に 179 ページをお願い致します。議案第 18 号，後期高齢者医療特別会計予算でございます。総額は 6,850 万円でございます。保険給付費等の減となっており前年度対比 7.4 パーセントの減でございます。

それでは議案書を朗読します。

議案第 18 号：平成 21 年度安堵町後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,850 万円と定める。

以上でございます。

次に別冊子でございます。議案第 19 号，水道事業会計予算でございます。支出ベースでの総額は 2 億 9,121 万円で事業量の増でございます。前年度対比で 13.2 パーセントの増となっております。

以上でございます。

水道事業会計を除く一般会計及び特別会計を合わせました予算総額は 45 億 2,332 万円で、前年度より 1.36 パーセントの減ということでございます。

以上でございます。よろしく御審議お願い致します。

議長（吉田宏至） これより議案第 11 号から第 19 号までの 9 議案について、総括質疑に入ります。

議長（吉田宏至） 質疑ありませんか。

総括質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） お諮りします。

議案第 11 号から第 18 号までの各会計予算及び議案第 19 号：水道事業会計予算の併せて 9 議案を、議長と議会選出監査委員を除く 10 名の委員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田宏至) 異議なしと認めます。

よって議案第11号から第19号までの9議案は、10名の委員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

議長(吉田宏至) お諮りします。

只今設置されました予算審査特別委員会の委員を、私が指名させていただくことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田宏至) 異議なしと認めます。それでは御指名致します。

予算審査特別委員会

2番 山岡 敏 議員、3番 岡田裕明 議員、4番 森田 瞳 議員、  
5番 吉田忠世 議員、6番 松田和代 議員、7番 松本正弘 議員、  
8番 溝脇久利 議員、9番 田中幹男 議員、10番 岸田充隆 議員、  
12番 溝本 隆 議員

以上、10名の方です。よろしくお願ひ致します。

議長(吉田宏至) それでは只今12時22分です。

暫時休憩致します。

(暫時休憩)

12時22分

12時25分

議長（吉田宏至） 休憩前に引き続き、再開します。

正副委員長の互選結果につきまして申し上げます。

予算審査特別委員会

委員長 森田 瞳 議員、同じく副委員長 岸田充隆 議員です。

以上、よろしく申し上げます。

-----

議長（吉田宏至） 日程第 27 議案第 20 号：「町道の路線認定及び変更について」を議題と致します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

理事（山崎文生） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山崎理事。

理事（山崎文生） それでは議案第 20 号、町道の路線認定及び変更についてを御説明致します。

提案路線につきましては、都市計画法に基づきまして開発許可を受け、造成され道路として帰属を受けましたので、道路認定及び変更をするものであります。

議案書の 2 枚目の表及び 3 枚目の図を御覧ください。

2 枚目の表で認定する路線、路線番号 349、路線名東安堵 127 号線、起点東安堵字北五反田 154-4、終点東安堵字北五反田 150-12、幅員最小 6.0m、最大 6.0m 延長 31.0m でございます。続きまして 4 枚目の表及び 5 枚目の変更前の図面と 6 枚目の変更後の図面を御覧ください。

4 枚目の表、変更する路線、路線番号 347、新旧別、旧路線名東安堵 125 号線、起点東安堵字北五反田 144-19、終点東安堵字北五反田 144-30、幅員最小 6.0m、最大 8.0m、延長 117.6m。

新と致しまして、路線名 125 号線、変更なし。起点東安堵字北五反田 148-6、終点東安堵字北五反田 144-30、幅員最小 6.0m、最大 8.0m、延長 262.7m。以上でございます。

それでは議案書を朗読致します。

議案第 20 号：町道路線認定及び変更について

町道路線を別紙のとおり認定及び変更することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項、及び第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求め

る。

平成 21 年 3 月 10 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

以上でございます。よろしく審議の程お願いします。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

4 番（森田 瞳） 議長。

議長（吉田宏至） 森田議員。

4 番（森田 瞳） 水道課長にちょっと質問するんですけども。この路線の認定の件に関してはこれで結構でございますねけどね。私、先程建設の理事の方から開発の許可も受けられて、この造成されたということも聞かせていただきました。ただね、ここに給水能力が今の現状でいけるのかどうかということ、ちょっと水道課長からその辺お願いします。

水道課長（北門康幸） はい。

議長（吉田宏至） 北門課長。

水道課長（北門康幸） 今現在で、水はあまり使われておりませんので、給水今の 10 軒か 15 軒の今の申請の箇所は十分いけると思います。

4 番（森田 瞳） はい。

議長（吉田宏至） 森田議員。

4 番（森田 瞳） 今現在の要するに給水路のことを思って、この造成された部分ちょっと私も外観的には造成地は大体分かっておりますねけども、本管自体あそこに「あつみ台」等についての本管自体がわずかな、やっぱり細い管で通っているように私も記憶しておりますねん。ただその後、布設替えされたというようなことがあればこれは別やねけども。ただあの辺の地域につきまして、元の管が細い中で、中で何ぼか太くなってきても、そこの送水的にちょっと無理な面もあるんちゃうかなと私はちょっとそんな観がしましたんで、その辺はよく検討していた

だかないことには、水道の方も交えて検討していかんなんちゃうかなと私そう思っております。以上です。

議長（吉田宏至） 北門課長。

水道課長（北門康幸） はい。

以前に下水の工事のときに本管を 150mm に入れ替えまして、今度の造成の中も 100mm で引っ張っておりますので、十分対応できると思います。以上でございます。

議長（吉田宏至） 森田議員よろしいですか。

4 番（森田 瞳） はい、分かりました。

議長（吉田宏至） ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第 20 号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

-----

議長（吉田宏至） お手元に配付しております会期日程を御覧下さい。

議長（吉田宏至） 予算審査特別委員会は、11日（水）、12日（木）いずれも午前

10時からです。議会運営委員会は、13日（金）午前10時からですので、よろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） 一般質問の通告期限についてですが、12日（木）の午後5時で締め切らせていただきます。

議長（吉田宏至） 次回の本会議は、18日（水）午前10時からですので、よろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

長時間本当に御苦勞様でございました。超過時間をいただきまして本当にありがとうございます。

本日は、これで散会します。

散 会

-----  
12時33分  
-----